

# 平成21年度農林水産関係税制改正予定主要事項

平成20年12月

農林水産省

## 1 国内農業の体質強化、農山村地域対策

農地制度の見直しに伴い、農地に係る税制を抜本的に拡充  
特に、農地の相続税の納税猶予制度については、農業経営基盤強化  
促進法に基づき貸し付けられた一般農地を適用対象とするよう拡充  
農業経営基盤強化準備金制度の延長等  
山村振興法に基づく特別償却制度の対象法人を一般法人にまで拡充

## 2 食品産業の競争力強化

新規需要米の需要の拡大を促進するため米粉製造設備等を取得した  
場合について、大企業も含め、法人税の特別償却制度の創設  
特定農産加工法に基づき事業基盤強化設備（果汁製造設備・乳製品  
製造設備等）を取得した場合の法人税の特別償却等の延長

## 3 森林・林業施策の推進

住宅ローンに係る所得税額等の特別控除の拡充等  
山林所得に係る森林計画特別控除の延長

## 4 水産施策の推進

漁業協同組合等の法人税の貸倒引当金の特例措置の延長  
漁業信用基金協会等の抵当権の設定登記等の登録免許税の軽減措置  
の延長  
農林漁業用軽油の免税措置の存続